

法律知識 No.80



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

イギリスで試験導入されている週休3日制ですが、日本でも導入されたら労働者のみんなは喜ぶのではないかと考えています。労働者側が週休3日制を導入させるにはどのような手続きをしたら良いのでしょうか。



A

労働基準法では、原則的な労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内と定められています。労働基準法に従って、1日8時間の労働時間と定めると、週に働かせることができるのは5日となり、週休2日制となります。

労働基準法は、労働時間の最大について規制をしていますが、短くすることについて規制はありません。事業主が認めれば、週休3日制を採用することができます。

事業主が自ら週休3日制を採用しない場合に、週休3日制としたい場合は、事業主と交渉して週休3日制を認めさせる必要があります。

週休2日制を週休3日制にするとなると労働条件の大きな変更です。事業や他の労働者に与える影響も大きいこととなります。単独で進めるのは困難ですし、不相当だと思われる。労働組合を結成して進めるべき事柄であると思われる。

労働組合法の定める要件を満たした組合を結成した方が、不当労働行為に対する救済を受けられるなどメリットがありますので、労働組合を結成するならば、労働組合法に適合した組合を結成することをお勧めします。自主性が認められること、規約を備えることなどが要件となります。要件を満たしているかの審査は、都道府県労働委員会が行っています。労働組合結成を目指すのであれば、労働委員会などに相談しながら、進めてみてください。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 10月2日(月)、11月6日(月)
- いわき出張所 10月10日(火)、10月24日(火)
11月14日(火)、11月28日(火)
- 二本松出張所 10月17日(火)、11月21日(火)

ここから下は広告です。